

津山市手数料条例の一部を改正する条例について

1 概要

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の令和6年3月1日施行と地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、新たに生じる事務に係る手数料を徴収するため、津山市手数料条例の一部を改正するもの。

2 新たに生じる事務及び手数料

(1) 戸籍（除籍）謄本等の広域交付

本籍地の市区町村以外の市区町村窓口で、戸籍（除籍）謄本等の交付請求が可能となる。

- ・ 戸籍広域交付 450 円
- ・ 除籍広域交付 750 円

※手数料の金額は本籍地で交付した場合と同額

(2) 受理証明書の広域交付

本籍地又は届出した自治体の窓口で受理した証明書の交付請求が可能となる。

- ・ 受理証明広域交付 350 円又は 1,400 円

※手数料の金額は本籍地で交付した場合と同額

(3) 届書等情報内容証明書の広域交付

本籍地又は届出した自治体の窓口で受理した届書等情報の内容に係る証明書の交付請求が可能となる。

- ・ 届書等情報内容証明広域交付 350 円

※手数料の金額は本籍地で交付した場合と同額

(4) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

市町村の窓口で交付された戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになる予定。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400 円（新設）
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700 円（新設）

3 条例施行日

令和6年3月1日